



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……8
- 大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………() ……8
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……8
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……9
- 大和高田市印鑑条例等の一部を改正する条例……………(市民課) ……10
- 大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例……………(保育課) ……11
- 大和高田市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……11
- 大和高田市児童医療費助成条例……………() ……11
- 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……13
- 大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……13
- 大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(学校教育課) ……15

規則

- 大和高田市青少年会館設置条例施行規則の一部を改正する規則……………(生活安全課) ……16
- 大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則……………(下水道課) ……16
- 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則……………(保険医療課) ……17
- 大和高田市職員互助会規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……17
- 大和高田市児童医療費助成条例施行規則……………(保険医療課) ……19
- 大和高田市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則……………(児童福祉課) ……20
- 大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則……………(看護専門学校) ……20
- 大和高田市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則……………(児童福祉課) ……24

訓令

- 大和高田市職員表彰規程……………(秘書課) ……26
- 病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(医療情報企画課) ……27
- 大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議設置要綱を廃止する訓令……………(企画法制課) ……28
- 業務に関する要望等の職員の対応要綱を廃止する訓令……………() ……29
- 大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱を廃止する訓令……………() ……29

告示

- 公示送達……………(保険医療課) ……29
- 大和高田市営住宅集会所の管理及び運営に関する要綱の一部を改正する告示……………(生活安全課) ……29
- 大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱の一部を改正する告示……………(健康増進課) ……30
- 平成24年度大和高田市一般会計予算の要領の公表……………(財政課) ……30
- し尿くみ取り手数料集金事務の委託の告示……………(環境衛生課) ……31

○使用料収納事務の委託の告示	(環境衛生課)	71
○引取りのない放置自転車等の処分	(生活安全課)	72
○大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示	(環境衛生課)	72
○平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)の要領の公表	(財政課)	73
○職権による消除	(市民課)	74
○平成24年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(税務課)	74
○指定管理者の指定	(社会福祉課)	74
○指定管理者の指定	()	75
○大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議設置要綱を廃止する告示	(企画法制課)	75
○環境基本法に基づく騒音に係る環境基準について規定する地域の類型を あてはめる地域の指定	(環境衛生課)	76
○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業 に伴って発生する騒音について規制する地域の指定	()	76
○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する 地域における規制基準の指定	()	76
○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく市長が 指定する区域の指定	()	77
○騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 に規定する区域の指定	()	78
○振動規制法に基づく振動について規制する地域の指定	()	78
○振動規制法に基づく振動について規制する地域における特定工場等にお いて発生する振動の規制基準の指定	()	78
○振動規制法に基づく区域の指定	()	79
○振動規制法施行細則に基づく区域及び時間の指定	()	79
○悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出等を規制する地域の指定及び規制 地域における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準の指定	()	79
○放置自転車等の移動・保管	(生活安全課)	81
○大和高田市道路照明施設設置及び管理に関する要綱	(土木管理課)	81
○使用料の収納の事務委託	(生活安全課)	82
○平成24年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録	(税務課)	83
公告		
○高5枝春日町1丁目地内管渠工事(52)・給配水管移設工事(G52) に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	83
○高6枝今里町地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)に関す る条件付き一般競争入札公告	()	85
○自動車臨時運行許可番号標の無効	(市民課)	87
○土枝土庫2丁目地内管渠工事(20)・給配水管移設工事(G20)に関 する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	88
○高6枝南今里町地内管渠工事(21)・給配水管移設工事(G21)に関 する条件付き一般競争入札公告	()	90
○平成24年度「全国学力・学習状況調査」の採点等業務に関する条件付 き一般競争入札公告	(学校教育課)	92

- 平成24年度定期予防接種の実施……………(健康増進課) ……94
- 平成24年度春期急性灰白髄炎予防接種の実施……………(//) ……95
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……96
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……96

教育委員会

- 大和高田市中央公民館管理運営規則及び大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則……………(生涯学習課) ……97
- 大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則……………(//) ……97
- 大和高田市立高田商業高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則…(学校教育課) ……99
- 大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………(教育総務課) ……105
- 大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱……………(学校教育課) ……105
- 大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程……………(教育総務課) ……107
- 3月臨時委員会の招集……………(//) ……107
- 3月臨時委員会の招集……………(//) ……107
- 4月臨時委員会の招集……………(//) ……107
- 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(//) ……108
- 児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(学校教育課) ……108

選挙管理委員会

- 平成24年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数……………(選挙管理委員会) ……108
- 選挙管理委員会の招集……………(//) ……108
- 農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数……………(//) ……108

農業委員会

- 農業委員会4月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……108

公営企業

- 大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程……………(水道総務課) ……108
- 大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程の一部を改正する規程…(//) ……112
- 水道料金等の収納事務の委託……………(//) ……113

公布された条例のあらまし**◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

教育委員会の委員及び監査委員の報酬額を減ずるための特例措置について、その減額率を更に引き上げるものです。

2 改正の内容

教育委員会の委員及び監査委員の報酬額について、平成24年度から当分の間、現行の減額率を100分の20から100分の40に引き上げます。

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

一般職の職員の給与の額を減ずるための特例措置について、その減額率を緩和するものです。

2 改正の内容

現在実施している給与減額について、平成24年度において、現行の減額率を100分の3から100分の1.5に引き下げます。

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止します。(平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用します。)
- (2) 平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の税率を500円引き上げます。
- (3) 市たばこ税の税率を平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1000本につき644円引き上げます。旧3級品の紙巻きたばこに係る税率は、1000本につき305円引き上げます。
- (4) その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

公布の日、平成25年1月1日、平成25年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険税の基礎課税額(医療分)に係る課税限度額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引上げを行うものです。

2 改正の内容

平成23年度の税制改正によって医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課限度額を定める国の基準が、医療分が50万円から51万円に、後期高齢者支援金分が13万円から14万

円に、介護納付金分が10万円から12万円に引き上げられていることから、国の基準どおり課税限度額を改定するものです。

- (1) 基礎課税額(医療分)に係る課税限度額の引き上げ(第2条第2項及び第21条関係)
(現行)「50万円」→(改正後)「51万円」※1万円増
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ(第2条第3項及び第21条関係)
(現行)「13万円」→(改正後)「14万円」※1万円増
- (3) 介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げ(第2条第4項及び第21条関係)
(現行)「10万円」→(改正後)「12万円」※2万円増

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市印鑑条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票に登録されている者が住民基本台帳法の適用対象として加えられるため、関係条例について所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

次に掲げる条例について所要の改正を行います。

- (1) 大和高田市印鑑条例(昭和57年条例第36号)
- (2) 大和高田市行政組織条例(平成19年条例第29号)
- (3) 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和59年条例第9号)
- (4) 大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)
- (5) 大和高田市水洗便所改造助成条例(昭和59年条例第25号)

3 施行期日

平成24年7月9日

◇大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴う同法の引用規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

第2条中「第3条第2項」→「第3条第3項」

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

大和高田市乳幼児医療費助成制度における所得制限を撤廃し、県の乳幼児医療費助成制度で定められた所得限度額を超える者について市単独事業で助成するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

所得制限に係る規定を削除します。(第3条第2項第1号及び同条第3項関係)

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市児童医療費助成条例

1 改正の理由

子育てに関わる医療費などの経済的負担の軽減に向けた支援の一環として、児童医療費助成制度を創設するために、新たに条例を制定するものです。

2 改正の内容

児童を養育している者に対し、当該児童の入院療養に係る医療費の一部を助成し、児童の健康の保持及び福祉の増進を図ります。

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

被保険者の負担能力に応じた保険料を設定するため、保険料負担段階を変更(細分化)するものです。

2 改正の内容

(1) 保険料負担段階の変更及び保険料の改定

現行の「第7段階(基準額×料率1.75)」を「第7段階(基準額×料率1.75)」と「第8段階(基準額×料率2.00)」とに細分化するものです。

(2) 保険料基準額を増額します。

「4,280円」→「4,960円」

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「公営住宅法」の一部改正に伴い、規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 同居親族要件が廃止されたことにより、政令を引用していた部分及び削除された部分を条例に規定します。(第6条第2項関係)

(2) 収入基準と裁量階層について、政令を引用していた基準を市の判断で決定し、条例に規定します。(第6条第1項第3号関係)

(3) 単身入居希望者への常時介護が必要か否かの調査権を条例に規定します。(第8条第2項関係)

(4) 収入申告時に、裁量階層であることの証明書類を提出しなければならないことを条例に規定します。(第15条第5項関係)

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

高田商業高等学校の入学志願者に対して市長が必要があると認めるときは、入学考査料及び入学金を減免し、又は還付できるよう規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

市長が必要があると認めるときは、入学考査料及び入学料を減免し、又は還付することができ

ることとし、減免決定の権限を教育委員会に委任することとします。

3 施行期日

平成24年4月1日

条 例**条例第1号**

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成22年度」を「平成24年度」に改め、「委員長、教育委員会委員」の次に「監査委員代表監査委員、監査委員委員の報酬額は、同表に規定する額から、その額に100分の40を乗じて得た額を減じた額とし」を加え、「監査委員代表監査委員、監査委員委員」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条例第2号

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成19年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年」を「平成24年」に改める。

第2条中「100分の3」を「100分の1.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

2 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成19年」を「平成24年」に、「100分の3」を「100分の1.5」に改める。

条例第3号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

第27条第1項中「前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下

である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の2に掲げる者を除く。）」を「第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）」に改める。

第87条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第10条の2第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第16条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則第18条の15第1項中「この条において」を「この項において」に、「¹⁾については」を「¹⁾がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則第18条の16の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

「第18条の17 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第15条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。」

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の2第1項の改正規定、附則第9条の改正規定、次条及び附則第3条の規定 平成25年1月1日

(2) 第87条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第4条の規定 平成25年4月1日

（行政手続法の適用除外に関する経過措置）

第2条 改正後の大和高田市税賦課徴収条例第3条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の大和高田市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第3条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第44条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

条例第4号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第21条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度分の国民健康保険税から適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第5号

大和高田市印鑑条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市印鑑条例等の一部を改正する条例

(大和高田市印鑑条例の一部改正)

第1条 大和高田市印鑑条例(昭和57年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第3条第2項第1号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削り、「、名」の次に「若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)」を、「又は氏名」の次に「若しくは通称」を加え、同項第2号中「氏名以外の」を「これらに類する」に改め、同項第6号中「各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第4号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第10条中「第7号」を「第8号」に改める。

第12条第1項第2号中「又は名」の次に「(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)」を、「とき」の次に「、又は外国人住民にあつては住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)」を加え、同項第3号中「又は外国人登録原票」を削り、同項第6号中「各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第13条第1項中「第7号」を「第8条」に改める。

(大和高田市行政組織条例の一部改正)

第2条 大和高田市行政組織条例(平成19年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条市民部の項第1号中「及び外国人登録」を削る。

(大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

第3条 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「又は外国人登録原票に登録」を削る。

(大和高田市手数料条例の一部改正)

第4条 大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の17の項を削り、同表の18の項を同表の17の項とし、同表の19の項から31の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表備考中「28」を「27」に改める。

(大和高田市水洗便所改造助成条例の一部改正)

第5条 大和高田市水洗便所改造助成条例(昭和59年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は外国人登録原票に登録」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

条例第6号

大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例

大和高田市立こども園条例(平成21年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条例第7号

大和高田市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市乳幼児医療費助成条例(平成8年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「もの」を「者」に改め、同条第2項中「対象」の次に「者」を加え、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を削る。

第10条中「全部又は」を「全部若しくは」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

条例第8号

大和高田市児童医療費助成条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市児童医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、児童を養育している者に対し、当該児童の入院療養に係る医療費の一部を助成し、もって児童の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(助成要件)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者である児童又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である児童を主として養育している者とし、この場合における児童は、大和高田市に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している児童の保護者

(3) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(4) 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 医療費の助成は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(児童の入院以外の給付等を除く。)のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額

(3) 市長が規則で定める額

2 第三者行為による医療費の助成は行わないものとする。

(助成の方法)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請するものとし、市長は、当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市長は当該申請について医療費を助成することが適当でないと認めるときは、当該申請額の全部又は一部を助成しないことができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象者が児童の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に行われた入院療養に係る医療費の助成について適用する。

条例第9号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「25,680円」を「29,760円」に改め、同項第3号中「38,520円」を「44,640円」に改め、同項第4号中「51,360円」を「59,520円」に改め、同項第5号中「64,200円」を「74,400円」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 89,280円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が200万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護状態であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 104,160円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護状態であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第1項に次の1号を加える。

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 119,040円

第4条第2項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第3項を削る。

第5条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市介護保険条例第4条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条例第10号

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「広報紙」を「広報誌」に改める。

第6条第1項中「(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号を除く。)」を削り、同項第3号アを次のように改める。

ア 入居者又は同居者に次項第2号、第3号、第4号、第6号、第7号のいずれかに該当する者がある場合又は次の(ア)若しくは(イ)に該当する場合 214,000円

(ア) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(イ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第1項第3号イ中「借上げる」を「借り上げる」に、「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第2項中「被災市街地復興特別措置法」を「第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法」に、「前項第4号を具備する者」を「、第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するも

の

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第7条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第3号イ」を「前条第1項第3号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

第8条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、当該職員に当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第15条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「市長の」を「規則の」に改め、同条に次の1項を加える。

5 入居者又は同居者が第6条第1項第3号アのいずれかに該当する場合には、その旨を記載した書面を提出して行わなければならない。

附則に次の1項を加える。

8 平成28年3月31日までの間における第6条第2項第1号の規定の適用については、同号中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

条例第11号

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例(昭和29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「及び権限の委任」を削り、同条中「学資困難その他特別の事情」を「必要」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「退学転学」を「退学し、転学し、」に改める。

第5条第1項中「入学検査料」の次に「の額」を加え、同条第2項中「いかなる事由があっても」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条に次の1項を加える。

2 既納の入学料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(入学検査料及び入学料の減免)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、入学検査料又は入学料を減免することができる。

(授業料、入学検査料及び入学料の減免等の権限の委任)

第8条 市長は、授業料、入学検査料及び入学料の減免並びに還付の決定に係る権限を教育委員会に委任する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の規定は、平成24年度以降における入学検査料及び入学料の減免並びに還付について適用する。

規 則

規則第4号

大和高田市青少年会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月6日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市青少年会館設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市青少年会館設置条例施行規則(昭和55年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第7条の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

規則第5号

大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月7日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和59年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「掲げる」の次に「要件に」を加え、同条第1号中「所」を削り、同条第3号中「営業」を「工事」に改め、同条第4号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第6条第1項中「より」を「よる」に改め、同条第2項中「のただし書による」を「ただし書の」に、「に掲げる各号の」を「の各号に掲げる」に改める。

第7条第5号中「すべて」を「全て」に、「竣工」を「しゅん工」に改める。

第9条第2項中「理由書」の次に「を」を加える。

第11条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第13条第2項中「財団法人奈良県下水道公社」を「者」に改め、「更新登録にあつては」の次に「第14条第3項の排水設備工事責任技術者更新講習を修了した者(同項ただし書に該当する者を含

む。)について」を加える。

第16条第3項中「3年」を「4年を経過する日後における最初の6月30日まで」に改める。

第17条第1項中「取り消し」の次に「、」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「規定による取消し又は」を加える。

第21条中「とき、」の次に「又は」を加え、「又は法人が」を「若しくは法人の」に改める。

第22条中「調」を「調査」に改める。

様式第9号中「申込み者」を「申込者」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「竣工」を「しゅん工」に、「申込み者」を「申込者」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成8年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条中「とする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「条例第3条第2項第1号に該当しないことを明らかにすることができる書類及び乳幼児に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 乳幼児に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 申請者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた乳幼児の医療に係る医療費については、前々年の所得)について市町村長(特別区の区長を含む。)の発行する証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

規則第12号

大和高田市職員互助会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員互助会規則の一部を改正する規則

大和高田市職員互助会規則(昭和31年規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の2」に改める。

第4条中「次に掲げる事由」を「次の各号のいずれか」に改める。

第5条の見出しを「(会費の額等)」に改め、同条第1項中「会員は」の次に「、会員の資格を取得した日の属する月から会員の資格を喪失した日の前日の属する月まで」を加え、同条第2項を次のよ

うに改める。

2 欠勤、休職その他の理由により会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても、前項の会費の基礎となるべき給料は、これを減額しないで算定する。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をする会員については、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の属する月の前月までの期間に係る会費を免除することができる。

第6条中「互助会」を「互助会が会員に支給する互助会」に、「9種」を「10種」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 芸術鑑賞等助成金

第7条中「、5,000円」を「10,000円」に改める。

第8条の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条第1項中「分べん」を「分べん」に、「5,000円」を「10,000円」に改め、同条第2項中「5,000円」を「10,000円」に改める。

第9条の2中「、小学校」を「小学校」に、「5,000円」を「10,000円」に改める。

第11条中「、又は」を「又は」に、「5,000円」を「10,000円」に改める。

第12条の3中「、これを」を削り、同条第2号中「以上」の次に「25年未満」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 会員としての資格取得後25年以上の場合 30,000円

第12条の4の次に次の1条を加える。

(芸術鑑賞等助成金)

第12条の5 会員が芸術文化鑑賞、スポーツ観戦をした場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を芸術鑑賞等助成金として支給する。

(1) 会員の自己負担額が2,000円以上4,000円未満の場合 1,000円

(2) 会員の自己負担額が4,000円以上の場合 2,000円

第13条を次のように改める。

(運動部等への補助)

第13条 互助会は、会員相互により組織する運動部又は文化部であつて、その活動が継続的に実施され、かつ、会員のつながりを目指すものである等互助会の精神にのっとりものであると認めるものに対し、定期又は随時に補助金を交付することができる。

第14条中「給付」の次に「及び補助」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に違反したときは、給付又は補助を行わない。

第15条第1項中「は、」を「及び補助金は、それぞれ別に定めるところにより会員本人(補助金の場合はその代表者)又は会員であつた者若しくは会員であつた者の遺族(死亡退職によるせん別の場合に限る。)からの」に改め、同条第2項中「、」を削り、「以内に」の次に「、補助を受けようとする者は互助会の指定する日又は補助を受けるべき事由の生じた日から3月以内に」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の遺族の範囲及び順位は、大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)第2条の2の規定の例による。

第4章中第15条の次に次の1条を加える。

(給付等の制限)

第15条の2 この規則の規定に基づく給付又は補助を受けるべき者が故意若しくは重大な過失により給付又は補助の理由を生じさせたとき、又は虚偽若しくは不正の事実があつたときは、当該給付等の全部又は一部を行わないことができる。

2 互助会がこの規則の規定に基づく給付の支給について必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第19条第2項中「が欠けたとき若しくは事故がある」を「に事故があるとき、又は会長が欠けた」に改め、同条第3項中「第2項」の次に「各号」を加え、同条第4項中「各部」を「第23条に掲げる部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市職員互助会規則の規定は、施行の日以後に支給の対象となった者に係る互助会給付から適用し、同日前に支給の対象となった者に係る互助会給付については、なお従前の例による。

規則第13号

大和高田市児童医療費助成条例施行規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市児童医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市児童医療費助成条例（平成24年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(市長が定める助成金控除額)

第3条 条例第4条第1項第3号に規定する額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の入院療養に係る診療報酬明細書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 14日未満の入院療養である場合 500円
- (2) 14日以上入院療養である場合 1,000円

(申請方法)

第4条 条例第5条の規定により児童医療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童医療費助成金交付請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 児童に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 児童の入院療養に係る領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(受給者台帳の整備)

第5条 市長は、医療費の助成を受けることができる者について児童医療受給者台帳（様式第2号）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則

大和高田市子ども手当事務処理規則（平成22年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第2条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

様式第8号中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規則第14号の3

大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

大和高田市立看護専門学校学則（平成9年規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第28条」に改め、「進級及び」を削り、「第27条―第29条」を「第29条・第30条」に、「第30条」を「第31条」に、「第31条」を「第32条」に、「第32条」を「第33条」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条・第35条」を「第35条・第36条」に、「第36条」を「第37条」に改める。

第8条第2項中「学校長が」を「学校長は、」に改める。

第11条第1項第3号中「第150条第4号」を「第150条第5号」に改める。

第15条第2項中「修学年限等」を「修業年限等」に改める。

第16条から第18条までを次のように改める。

（転学）

第16条 他の学校への転学を希望する者は、転学願を提出し学校長の許可を得なければならない。

（休学、復学）

第17条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上休学しようとするとき、又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学校長の許可を得なければならない。この場合において、休学の理由が疾病であるときは、医師の診断書を添えるものとする。

（休学期間及び休学期間の取扱い）

第18条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学校長の許可を得て2年を限りに更新することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第19条第2項中「、運営会議」を「運営会議」に改め、同項第2号中「かつ、進級及び」を削る。

第20条第3項中「授業科目を」を「特別講義を」に改める。

第22条ただし書を次のように改める。

ただし、授業担当者が必要があると認めるときは、随時に行うことができる。

第22条に次の1項を加える。

2 実習科目の認定は、当該実習の修了都度、認定する。

第23条を次のように改める。

(再試験)

第23条 学校長は、試験に合格しなかった者がある場合には、不合格となった科目について再試験を行うことができる。

第36条を第37条とする。

第35条第1項第1号を次のように改める。

(1) 訓告

第35条第2項中「前項の」を「前項」に、「当該」を「該当」に改め、第10章中同条を第36条とし、第34条を第35条とする。

第9章中第33条を第34条とする。

第32条中「健康管理規定」を「別に定める健康管理規程」に改め、第8章中同条を第33条とする。

第7章中第31条を第32条とする。

第6章中第30条を第31条とする。

第29条第1項中「、卒業証書」を「卒業証書」に改め、第5章中同条を第30条とする。

第28条中「97単位」を「101単位3000時間」に改め、同条を第29条とする。

第27条を削る。

第5章の章名中「進級及び」を削る。

第26条中「学生が本校に入学する前に短期大学又は大学並びに社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までに規定する施設において修得した単位のうち、基礎分野のみを限度として本校において修得したものとみなす」を「放送大学その他の大学若しくは高等専門学校又は医療職の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省、厚生省令第1号)別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定について、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位教の2分の1を超えない範囲で学校における履修に代える」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学校長は、教育上有益と認めるときは、運営会議の議を経て、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者の単位の認定について、入学前の既履修単位として認定をすることができる。

第4章中第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

(追試験)

第24条 学校長は、疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者がある場合には、追試験を行うことができる。

(不合格者及び未受講者の再履修)

第25条 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が、当該授業科目を再履修しようとするときは、履修願を提出しなければならない。

別表を次のように改める。

教育課程

分野	科目	単位	時間数
基礎分野	人間の心・精神	1	30
	人間と文化・社会	1	30
	人間と環境	1	30
	人間と倫理・社会	1	15
	人間と癒し・生活	1	30
	人間関係論	1	30
	死生学	1	15
	論理的思考	1	30
	情報と情報処理	1	30
	外国語Ⅰ	1	30
	外国語Ⅱ	1	30
	人間とスポーツⅠ	1	30
	人間とスポーツⅡ	1	30
	小計		13
専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	20
	解剖生理学Ⅱ	1	20
	解剖生理学Ⅲ	1	20
	生化学	1	30
	栄養学(食餌療法)	1	30
	病理病態学	1	30
	微生物学(免疫)	1	30
	臨床薬理学	1	30
	治療検査論	1	30
	疾病と治療Ⅰ	1	30
	疾病と治療Ⅱ	1	30
	疾病と治療Ⅲ	1	30
	疾病と治療Ⅳ	1	30
	疾病と治療Ⅴ	1	15
	疾病と治療Ⅵ	1	15
	医学概論	1	15
	公衆衛生学	2	30
社会福祉	2	30	
総合保健医療と法	1	20	
小計		21	485
専門分野Ⅰ	看護学総論	1	30
	看護倫理	1	15
	看護過程と看護診断	1	30
	共通の基本技術	1	30
	日常生活の援助技術Ⅰ(食事、排泄)	1	30
	日常生活の援助技術Ⅱ(活動、休息、姿勢)	1	30
	日常生活の援助技術Ⅲ(清潔、衣)	1	30
	フィジカルアセスメント	1	30
	診療の補助技術Ⅰ	1	30
	診療の補助技術Ⅱ	1	30

	看護研究の基礎	1	30
	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
	基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	小計	14	450
専門分野Ⅱ	成人看護学総論	1	30
	成人看護方法Ⅰ	1	20
	成人看護方法Ⅱ	1	15
	成人看護方法Ⅲ	1	30
	成人看護方法Ⅳ	1	30
	成人看護方法演習	1	30
	老年看護学総論	1	30
	老年看護方法Ⅰ	1	15
	老年看護方法Ⅱ	1	30
	老年看護方法演習	1	30
	小児看護学総論	1	30
	小児看護方法Ⅰ	1	15
	小児看護方法Ⅱ	1	30
	小児看護方法演習	1	30
	母性看護学総論	1	30
	母性看護方法Ⅰ	1	15
	母性看護方法Ⅱ	1	20
	母性看護方法Ⅲ	1	20
	母性看護方法Ⅳ	1	20
	母性看護方法演習	1	30
	精神看護学総論	1	30
	精神看護方法Ⅰ	1	30
	精神看護方法Ⅱ	1	15
	精神看護方法演習	1	30
	成人看護学実習Ⅰ	2	90
	成人看護学実習Ⅱ	2	90
	成人看護学実習Ⅲ	2	90
	老年看護学実習Ⅰ	2	90
	老年看護学実習Ⅱ	2	90
	小児看護学実習	2	90
	母性看護学実習	2	90
	精神看護学実習Ⅰ	1	45
精神看護学実習Ⅱ	1	45	
	小計	40	1,325
統合分野	在宅看護総論	1	30
	在宅看護方法Ⅰ	1	15
	在宅看護方法Ⅱ	1	15
	在宅看護方法Ⅲ	1	15
	在宅看護方法演習	1	30
	看護管理	1	15
	医療安全	1	20
	災害看護と国際看護	1	30
	基礎技術の総合評価	1	30
	在宅看護論実習Ⅰ	1	45

在宅看護論実習Ⅱ	1	45
看護の統合と実践	2	90
小計	13	380
総合計	101	3,000

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(大和高田市病院事業会計規則の一部改正)
- 大和高田市病院事業会計規則（平成19年規則第26号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「第30条」を「第31条」に改める。

規則第25号の2

大和高田市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則

大和高田市子ども手当事務処理規則（平成22年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」に改める。

第2条中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号）」に、「第1条第1項」を「第4条」に改める。

第3条中「第2条第1項」を「第5条」に改める。

第4条中「第3条」を「第6条」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「第7条」を「第9条」に改め、「子ども手当支給事由消滅通知書」の次に「(様式第5号)」を加える。

第7条中「第9条」を「第11条」に改める。

第8条第1項中「第23条」を「第24条」に、「第14条第1項」を「第18条」に改める。

様式第1号及び様式第3号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

子ども手当認定通知書

年 月 日付で請求のありました子ども手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます。

1. 支給対象となる子どもの数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">（3歳未満）</td><td style="width: 20%; text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>（3歳以上小学校修了前）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>（中学生）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上小学校修了前）	人	（中学生）	人	計	人
（3歳未満）	人								
（3歳以上小学校修了前）	人								
（中学生）	人								
計	人								
2. 手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">（3歳未満）</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>（3歳以上小学校修了前）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>（中学生）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上小学校修了前）	円	（中学生）	円	計	円
（3歳未満）	円								
（3歳以上小学校修了前）	円								
（中学生）	円								
計	円								
3. 支給開始年月	年 月 から								
4. 支給対象とならなかった子どもの氏名及びその理由 ()									
備 考									

様式第3号（第3条、第4条関係）

第 号
年 月 日

様
大和高田市長 印
子ども手当額改定通知書

子ども手当の額の改定については請求、届出により、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます。

1. 改定後の支給対象となる子どもの数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">（3歳未満）</td><td style="width: 20%; text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>（3歳以上小学校修了前）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>（中学生）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上小学校修了前）	人	（中学生）	人	計	人
（3歳未満）	人								
（3歳以上小学校修了前）	人								
（中学生）	人								
計	人								
2. 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">（3歳未満）</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>（3歳以上小学校修了前）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>（中学生）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上小学校修了前）	円	（中学生）	円	計	円
（3歳未満）	円								
（3歳以上小学校修了前）	円								
（中学生）	円								
計	円								
3. 改定年月	年 月 から								
4. 改定（増額・減額）の理由 ()									
備 考									

様式第8号中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に、「第23条」を「第24条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市子ども手当事務取扱規則の規定は、平成23年10月分以後の子ども手当に係る事務について適用し、同年9月分以前の子ども手当に係る事務については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第1号

大和高田市職員表彰規程を次のように定める。

平成24年3月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員表彰規程

大和高田市職員表彰規程(昭和30年規程第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、本市職員(大和高田市職員定数条例(昭和38年条例第17号)第2条に定める職員をいう。以下「職員」という。)の表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類等)

- 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 功績表彰

(2) 永年勤続表彰

- 2 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 職務上の成績が特に優秀であって、他の模範となる者

(2) 職務に関し有効な発明、考案をし、功績が顕著な者

(3) 日常の事務又は事業の執行につき、その方法の改善、事務能率の増進に功績が顕著な者

(4) 災害その他重大な事故の発生を未然に防止し、適切な措置を行った者

(5) 自己の一身上を顧みず、その職責を尽くした者

(6) 職務の内外を問わず、市職員の名誉を高め、信用を増加する行為のあった者

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に表彰することが適当と認める者

- 3 永年勤続表彰は、職員の退職時においてその者の職員としての勤続期間が25年以上に達する者に対して行う。

- 4 前項における勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数を勤続期間から除算する。

(表彰の時期)

- 第3条 功績表彰は、必要に応じ随時行う。

- 2 永年勤続表彰は、退職の日に行う。

(表彰の方法)

- 第4条 功績表彰は、表彰状を贈呈して行う。

- 2 永年勤続表彰は、感謝状を贈呈して行う。

- 3 功績表彰は、第1項の規定によるほか、次に掲げる方法により表彰することができる。

- (1) 特別昇給
- (2) 特別休暇の付与
- (3) その他市長が適当と認める方法

4 特別昇給は、随時行う。ただし、市長が必要があると認めたときは、定期昇給において行うことができる。

5 特別休暇は、5日以内において事務の繁閑を計り、付与するものとする。

(死亡者等に対する表彰)

第5条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡し、又は所在不明その他本人に表彰状等の贈呈を行うことができないときは、次の順位に従いその親族に交付する。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 兄弟姉妹

(表彰の取消し等)

第6条 表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰を受けた事項に関し、虚偽の申立てその他不正の行為があったとき。
- (2) 懲戒を受け、又は賠償を命じられたとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は職務の内外を問わず市職員の体面を汚し、若しくは信用を害する行為があったとき。

2 前項第1号の場合においては、懲戒処分に付することを妨げない。

(内申)

第7条 所属長は、第2条第2項各号のいずれかに該当すると認められる所属職員があるときは、その理由を付し、企画政策部長を経て市長に内申するものとする。

(表彰審査委員会)

第8条 市長は、功績表彰について審査するため、大和高田市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は副市長を、委員は企画政策部長及び人事課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策部秘書課において処理する。

(取消し等の場合の手続)

第10条 表彰を受けた者が第6条の規定に該当する行為があった場合の手続に関しては、第7条及び第8条第1項の規定を準用する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第2号

病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年3月5日

大和高田市市長 吉田 誠 克

病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 医療の質及び患者サービスの向上を目指し、地域に根ざした中核病院としての機能をさらに充実すべく病院情報システムを導入するに当たり、最適な事業者を選定するため、病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 病院情報システム導入業務を委託する事業者(以下「委託事業者」という。)の選定に関する事項
- (2) その他病院情報システムを導入するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 事務局長
- (3) 副院長(副院長のうちから、市長が指名する者)
- (4) 診療局長
- (5) 看護局長
- (6) 技術局長
- (7) 総務企画課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から委託事業者の選定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大和高田市立病院事務局医療情報企画課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年3月5日から施行する。

訓令第3号

大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議設置要綱を廃止する訓令
大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議設置要綱(平成22年訓令第16号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第4号

業務に関する要望等の職員の対応要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

業務に関する要望等の職員の対応要綱を廃止する訓令
業務に関する要望等の職員の対応要綱(平成19年訓令第1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

訓令第5号

大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱を廃止する訓令
大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱(平成15年訓令第5号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示**告示第15号**

差押書(固定資産・謄本)を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、保健部保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年3月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成24年3月1日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第16号

大和高田市営住宅集会所の管理及び運営に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市営住宅集会所の管理及び運営に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市営住宅集会所の管理及び運営に関する要綱(昭和50年告示第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後にされる承認について適用し、同日前にされた承認については、なお従前の例による。

告示第17号

大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱の一部を改正する告示
大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱(平成23年告示第63号)の一部を次のように改正する。

題名中「頸がん」を「頸がん」に改める。

第1条、第2条第1号及び第3条第1項第1号中「頸がん」を「頸がん」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成24年度における子宮頸がん予防ワクチン接種助成の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、平成24年度に限り、同条第1号中「中学3年生」とあるのは、「高校1年生」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

告示第18号

平成24年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成24年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成24年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成24年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成24年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成24年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成24年度大和高田市下水道事業特別会計予算
- 6 平成24年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 7 平成24年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 8 平成24年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

- 9 平成24年度大和高田市水道事業会計予算
- 10 平成24年度大和高田市立病院事業会計予算
- 11 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)
- 12 平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 13 平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 14 平成23年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 15 平成23年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 16 平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第3号)

平成24年度大和高田市一般会計予算

算出歳入歳出表

(単位: 千円)

(単位: 千円)

平成24年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,730,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,454,000 (歳入)
	1. 市民税	3,098,000
	2. 固定資産税	2,561,000
	3. 軽自動車税	105,000 (歳入)
	4. たばこ税	300,000
	5. 都市計画税	390,000
2. 地方譲与税		130,000 (歳入)
	1. 地方揮発油譲与税	40,000
	2. 自動車重量譲与税	90,000
3. 利子割交付金		28,000 (歳入)
	1. 利子割交付金	28,000
4. 配当割交付金		25,000
	1. 配当割交付金	25,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		7,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	7,000
6. 地方消費税交付金		500,000 (歳入)
	1. 地方消費税交付金	500,000
7. 自動車取得税交付金		35,000
	1. 自動車取得税交付金	35,000
8. 地方特例交付金		32,000
	1. 地方特例交付金	32,000
9. 地方交付税		6,670,000 (歳入)
	1. 地方交付税	6,670,000
10. 交通安全対策特別交付金		12,000
	1. 交通安全対策特別交付金	12,000
11. 分担金及び負担金		280,171

(歳入) (並)

(単位:千円)

諸般千圓手 款	項	本年度予算額
001,824,1	1. 分担金 市	3,810
000,067,15	2. 負担金	276,361
12. 使用料及び手数料		660,945
	1. 使用料	367,076
	2. 手数料	293,869
13. 国庫支出金		3,889,751
	1. 国庫負担金	3,697,043
	2. 国庫補助金	170,117
	3. 国庫委託金	22,591
14. 県支出金		1,298,064
	1. 県負担金	869,645
	2. 県補助金	335,825
	3. 県委託金	92,594
15. 財産収入		24,902
	1. 財産運用収入	23,901
	2. 財産売払収入	1,001
16. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
17. 繰入金		201
	1. 基金繰入金	201
18. 諸収入		224,865
	1. 延滞金加算金及び過料	6,000
	2. 市預金利子	1,000
	3. 貸付金元利収入	8,700
	4. 雑入	209,165
19. 市債		1,458,100

(歳入) : 別項		(単位 : 千円)	
歳入の款	項	本年度予算額	
	1. 市債	1,458,100	
歳入合計		21,730,000	

(歳出)		(単位：千円)	
種別	款	項	本年度予算額
1.	議会費		266,795
		1. 議会費	266,795
2.	総務費		1,799,389
		1. 総務管理費	1,306,237
		2. 徴税費	331,436
		3. 戸籍住民基本台帳費	100,834
		4. 選挙費	21,567
		5. 統計調査費	13,086
		6. 監査委員費	26,229
3.	民生費		9,804,456
		1. 社会福祉費	3,793,770
		2. 児童福祉費	3,185,571
		3. 生活保護費	2,824,811
		4. 災害救助費	304
4.	衛生費		2,525,745
		1. 保健衛生費	898,083
		2. 清掃費	1,627,662
5.	労働費		23,439
		1. 労働諸費	23,439
6.	農林水産業費		115,873
		1. 農業費	115,873
7.	商工費		112,043
		1. 商工費	112,043
8.	土木費		1,602,891
		1. 土木管理費	97,058
		2. 道路橋りょう費	86,991

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	3. 都市計画費	1,284,774
	4. 住宅費	134,068
9. 消防費		895,256
	1. 消防費	895,256
10. 教育費		1,864,236
	1. 教育総務費	315,611
	2. 小学校費	248,478
	3. 中学校費	109,047
	4. 高等学校費	346,035
	5. 幼稚園費	245,771
	6. 社会教育費	344,185
	7. 保健体育費	255,109
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		2,699,873
	1. 公債費	2,699,873
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		21,730,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成24年度以降 事業満了まで	借入金10,000,000千円 とこれに対する利子の 合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する本郷大中線街路事業用地取得事業(平成24年度分)	平成24年度以降 事業満了まで	大和高田市土地開発公社が平成24年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
広報誌等発送業務	平成25年度末まで	1,512千円
ファイルサーバシステム借上料	平成29年9月末まで	9,833千円
土地路線価算定業務	平成26年度末まで	15,310千円
指定ごみ袋等配送業務	平成25年度末まで	957千円
高等学校教育用パソコン(情報処理)借上料	平成29年8月末まで	11,965千円
小学校給食調理業務委託料	平成27年7月末まで	115,573千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地開発公社 用地取得事業	千円 220,700	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
保育所耐震補強事業	56,000	〃	〃	〃
清掃運搬施設等 整備事業	4,500	〃	〃	〃
耕地事業	1,000	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	4,800	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	45,700	〃	〃	〃
総合公園整備事業	9,000	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	4,000	〃	〃	〃
借換債 (公営住宅)	25,800	〃	〃	〃
防災対策事業	46,600	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校耐震補強事業	千円 10,000	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその 債権者と協定するものによ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期間を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃
計	1,458,100			

平成24年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,482,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,612,832
	1. 国民健康保険税	1,612,832
2. 使用料及び手数料		39
	1. 手数料	39
3. 国庫支出金		2,830,565
	1. 国庫負担金	1,533,190
	2. 国庫補助金	1,297,375
4. 療養給付費等交付金		301,512
	1. 療養給付費等交付金	301,512
5. 前期高齢者交付金		1,888,449
	1. 前期高齢者交付金	1,888,449
6. 県支出金		461,302
	1. 県負担金	54,157
	2. 県補助金	407,145
7. 共同事業交付金		900,492
	1. 共同事業交付金	900,492
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
9. 繰入金		473,604
	1. 一般会計繰入金	473,603
	2. 基金繰入金	1
10. 諸収入		13,704
	1. 延滞金加算金及び過料	323
	2. 市預金利子	1
	3. 療養費等指定公費返還金	795
	4. 雑入	12,585

(歳入) : 款			(単位 : 千円)
歳入	款	項	本年度予算額
歳入	合計		8,482,500

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		192,359
	1. 総務管理費	158,730
	2. 徴税费	33,169
	3. 運営協議会費	460
2. 保険給付費		5,809,118
	1. 療養諸費	5,134,565
	2. 高額療養費	622,489
	3. 出産育児諸費	47,904
	4. 葬祭諸費	3,960
	5. 移送費	200
3. 後期高齢者支援金等		1,020,292
	1. 後期高齢者支援金等	1,020,292
4. 前期高齢者納付金等		1,399
	1. 前期高齢者納付金等	1,399
5. 介護納付金		432,468
	1. 介護納付金	432,468
6. 共同事業拠出金		900,497
	1. 共同事業拠出金	900,497
7. 保健事業費		93,501
	1. 特定健康診査等事業費	80,341
	2. 保健事業費	13,160
8. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
9. 公債費		22,576
	1. 公債費	22,576
10. 諸支出金		9,789

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 償還金及び還付加算金	7,600
	2. 繰出金	394
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	795
	4. 旧老人保健拠出金	1,000
11. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		8,482,500

平成24年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

(円千：単位)

平成24年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		123,913
	1. 外来収入	120,938
	2. その他検査等収入	2,975
2. 使用料及び手数料		8,413
	1. 手数料	8,413
3. 財産収入		19
	1. 財産運用収入	19
4. 繰入金		395
	1. 基金繰入金	1
	2. 特別会計繰入金	394
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		159
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	158
歳入合計		132,900

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		55,048
	1. 施設管理費	54,815
	2. 研究研修費	233
2. 医業費		77,306
	1. 医業費	77,306
3. 基金積立金		19
	1. 基金積立金	19
4. 公債費		27
	1. 公債費	27
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		132,900

平成24年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

(単位：千円)

平成24年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 諸収入		42,200
	1. 市預金利息	1
	2. 雑入	42,199
6. 市債		11,000
	1. 市債	11,000
歳入合計		53,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1. 運用管理費	5
2. 公債費		53,195
	1. 公債費	53,195
歳出合計		53,200

第2表 地方債

(出額)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 11,000	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
計	11,000			

平成24年度大和高田市下水道事業特別会計予算

(円千：単位)

平成24年度大和高田市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,187,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		345,339
	1. 使用料	345,339
2. 国庫支出金		225,000
	1. 国庫補助金	225,000
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		673,350
	1. 一般会計繰入金	673,350
5. 諸収入		10
	1. 市預金利子	10
	雑入	0
6. 市債		- 943,500
	1. 市債	943,500
歳 入 合 計		2,187,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 下水道事業費		986,946
	1. 下水道事業費	986,946
2. 公債費		1,199,854
	1. 公債費	1,199,854
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳 出 合 計		2,187,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
下水道事業	512,300	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	4.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものによ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期間を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。
資本費平準化債	431,200	〃	〃	〃
計	943,500			

平成24年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

歳入歳出予算表

(単位：千円)

(千円)

平成24年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

320,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		42,698
	1. 使用料	42,698
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳入合計		42,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		16,701
	1. 駐車場費	16,701
2. 公債費		25,899
	1. 公債費	25,899
3. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		42,700

平成24年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算表

(円千、百単)

(入)

平成24年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,595,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		899,022
	1. 介護保険料	899,022
2. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
3. 国庫支出金		1,009,493
	1. 国庫負担金	756,683
	2. 国庫補助金	252,810
4. 支払基金交付金		1,251,553
	1. 支払基金交付金	1,251,553
5. 県支出金		695,228
	1. 県負担金	637,617
	2. 県補助金	15,720
	3. 財政安定化基金支出金	41,891
6. 財産収入		57
	1. 財産運用収入	57
7. 繰入金		735,266
	1. 一般会計繰入金	711,366
	2. 基金繰入金	23,900
8. 繰越金		3,184
	1. 繰越金	3,184
9. 諸収入		1,695
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	1,625
歳入合計		4,595,500

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		150,375
	1. 総務管理費	111,719
	2. 徴收費	3,517
	3. 介護認定審査会費	34,825
	4. 介護保険運営協議会費	314
2. 保険給付費		4,290,157
	1. 給付諸費	4,290,157
3. 地域支援事業費		99,456
	1. 介護予防事業費	27,167
	2. 包括的支援事業・任意事業費	72,289
4. 基金積立金		50,594
	1. 基金積立金	50,594
5. 公債費		199
	1. 公債費	199
6. 諸支出金		4,719
	1. 償還金及び還付加算金	4,719
歳出合計		4,595,500

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
介護認定支援システム機器借上料	平成29年9月末まで	2,957千円

平成24年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

(円：千円)

平成24年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		395,525
	1. 後期高齢者医療保険料	395,525
2. 繰入金		212,726
	1. 一般会計繰入金	212,726
3. 諸収入		7,849
	1. 市預金利子	30
	2. 雑入	7,819
歳入合計		616,100

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		48,087
	1. 総務管理費	46,696
	2. 徴收費	1,391
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		559,873
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	559,873
3. 保健事業費		7,496
	1. 保健事業費	7,496
4. 公債費		44
	1. 公債費	44
5. 諸支出金		500
	1. 償還金及び還付加算金	500
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		616,100

平成24年度大和高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,400,000m ³
(うち県営水道からの受水量)	7,400,000m ³
(2) 一日平均配水量	20,274m ³
(3) 平均給水件数	30,651件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水場ポンプ取替工事	136,500千円
ロ. 配水管布設、布設替及び移設工事	383,168千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業	収益	1,932,970千円
第1項	営業	収益	1,931,542千円
第2項	営業外	収益	1,353千円
第3項	特別	利益	75千円
		支	出
第1款	水道事業	費用	1,908,163千円
第1項	営業	費用	1,816,621千円
第2項	営業外	費用	71,542千円
第3項	特別	損失	18,000千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 588,748千円は当年度分損益勘定留保資金 240,389千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,927千円、減債積立金153,900千円及び建設改良積立金174,532千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		178,754千円
第1項	企業債		50,000千円
第2項	負担金		128,754千円
		支	出
第1款	資本的支出		767,502千円
第1項	建設改良費		578,254千円
第2項	企業債償還金		187,248千円
第3項	予備費		2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業会計システム賃借	平成25年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
水道工事設計積算電算機器賃借	平成25年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	50,000千円	証書借入	4.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 247,356千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,849千円と定める。

平成24年度大和高田市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度大和高田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	99,280人	外来患者数	216,580人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	272人	外来患者数	884人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1千円
			設備新設費	1千円
			固定資産購入費	833,976千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,037,636千円
第1項 医業収益	6,676,002千円
第2項 附帯事業収益	87,496千円
第3項 医業外収益	264,137千円
第4項 特別利益	10,001千円

支 出

第1款 病院事業費用	6,934,965千円
第1項 医業費用	6,407,404千円
第2項 附帯事業費用	91,676千円
第3項 医業外費用	394,884千円
第4項 特別損失	40,001千円
第5項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 143,094千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	973,428千円
第1項 企業債	830,000千円
第2項 補助金	1千円
第3項 負担金	143,424千円
第4項 固定資産売却代	1千円
第5項 その他資本収入	1千円
第6項 寄付金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,116,522 千円
第1項 建設改良費	833,978 千円
第2項 企業債償還金	282,041 千円
第3項 投資	2 千円
第4項 その他資本支出	1 千円
第5項 予備費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る賃借	平成25年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成25年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	830,000 千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は 3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 職 員 給 与 費 | 3,791,013 千円 |
| 2. 交 際 費 | 400 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 470,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、744,236千円と定める。

平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

平成23年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,710,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		6,612,753	211,102	6,823,855
	1 地方交付税	6,612,753	211,102	6,823,855
11 分担金及び負担金		273,559	5,642	279,201
	2 負担金	270,719	5,642	276,361
13 国庫支出金		4,337,365	55,258	4,392,623
	1 国庫負担金	4,075,209	13,249	4,088,458
	2 国庫補助金	235,093	42,009	277,102
14 県支出金		1,419,030	44,437	1,463,467
	1 県負担金	810,602	37,937	848,539
	2 県補助金	497,472	6,500	503,972
16 寄附金		251	629	880
	1 寄附金	251	629	880
18 諸収入		261,806	39,052	300,858
	4 雑入	245,421	39,052	284,473
19 市債		1,996,300	623,600	2,619,900
	1 市債	1,996,300	623,600	2,619,900
歳入合計		23,730,423	979,720	24,710,143

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,702,537	465,477	3,168,014
	1 総務管理費	2,116,535	478,739	2,595,274
	4 選挙費	107,755	△13,262	94,493
3 民生費		9,990,773	230,840	10,221,613
	1 社会福祉費	3,645,919	201,240	3,847,159
	2 児童福祉費	3,452,010	29,600	3,481,610
4 衛生費		2,502,224	99,086	2,601,310
	1 保健衛生費	899,545	99,086	998,631
8 土木費		1,392,252	1,000	1,393,252
	3 都市計画費	1,015,042	1,000	1,016,042
9 消防費		847,614	18,704	866,318
	1 消防費	847,614	18,704	866,318
10 教育費		2,141,140	164,613	2,305,753
	2 小学校費	475,706	164,215	639,921
	6 社会教育費	386,261	100	386,361
	7 保健体育費	254,070	298	254,368
歳出合計		23,730,423	979,720	24,710,143

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	小学校耐震補強事業	382,986

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 456,800	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校耐震補強事業	千円 172,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 294,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃	1,074,700	〃	〃	〃

平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成23年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,059,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,651,967	△33,795	1,618,172
	1 国民健康保険税	1,651,967	△33,795	1,618,172
3 国庫支出金		2,815,764	△330,393	2,485,371
	1 国庫負担金	1,617,574	△57,223	1,560,351
	2 国庫補助金	1,198,190	△273,170	925,020
4 療養給付費等交付金		285,588	1,088	286,676
	1 療養給付費等交付金	285,588	1,088	286,676
5 前期高齢者交付金		1,718,139	△2,880	1,715,259
	1 前期高齢者交付金	1,718,139	△2,880	1,715,259
6 県支出金		364,233	△10,434	353,799
	1 県負担金	55,199	△408	54,791
	2 県補助金	309,034	△10,026	299,008
7 共同事業交付金		844,602	34,680	879,282
	1 共同事業交付金	844,602	34,680	879,282
9 繰入金		466,139	188,862	655,001
	1 一般会計繰入金	466,138	188,862	655,000
10 繰越金		38,931	13,845	52,776
	1 繰越金	38,931	13,845	52,776
歳入合計		8,198,984	△139,027	8,059,957

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		167,721	2,187	169,908
	1 総務管理費	142,205	2,187	144,392
2 保険給付費		5,695,075	△167,000	5,528,075
	1 療養諸費	5,047,138	△160,000	4,887,138
	2 高額療養費	593,832	△7,000	586,832
3 後期高齢者支援金等		921,478	622	922,100
	1 後期高齢者支援金等	921,478	622	922,100
5 介護納付金		399,886	△725	399,161
	1 介護納付金	399,886	△725	399,161
6 共同事業拠出金		844,607	△31,527	813,080
	1 共同事業拠出金	844,607	△31,527	813,080
10 諸支出金		51,873	57,416	109,289
	1 償還金及び還付加算金	48,755	57,416	106,171
歳出合計		8,198,984	△139,027	8,059,957

平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)

平成23年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県支出金		0	1,725	1,725
	1 県補助金	0	1,725	1,725
2 諸収入		301,708	2,661	304,369
	2 雑入	301,707	2,661	304,368
歳入合計		301,708	4,386	306,094

「第1款 県支出金」の新設により、「第1款 諸収入」を「第2款 諸収入」に改める。

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		55,995	4,386	60,381
	1 公債費	55,995	4,386	60,381
歳出合計		301,708	4,386	306,094

平成23年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成23年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,078,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		290,000	Δ43,500	246,500
	1 国庫補助金	290,000	Δ43,500	246,500
4 繰入金		700,521	1,000	701,521
	1 一般会計繰入金	700,521	1,000	701,521
6 市債		828,900	Δ43,500	785,400
	1 市債	828,900	Δ43,500	785,400
歳入合計		2,164,771	Δ86,000	2,078,771

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		953,803	Δ86,000	867,803
	1 下水道事業費	953,803	Δ86,000	867,803
歳出合計		2,164,771	Δ86,000	2,078,771

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
下水道事業費	下水道事業費	公共下水道事業	220,050

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	千円 419,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 375,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成23年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		191,394	592	191,986
	1 一般会計繰入金	191,394	592	191,986
3 繰越金		0	1,252	1,252
	1 繰越金	0	1,252	1,252
歳入合計		548,200	1,844	550,044

「第3款 繰越金」の新設により、「第3款 諸収入」を「第4款 諸収入」に改める。

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合負担金		498,402	1,502	499,904
	1 後期高齢者医療広域連 合負担金	498,402	1,502	499,904
5 諸支出金		500	342	842
	1 償還金及び還付加算金	500	342	842
歳出合計		548,200	1,844	550,044

平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成23年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定め、業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
固定資産購入費	99,235千円	734千円	99,969千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	6,872,442千円	35,380千円	6,907,822千円
第1項 医業収益	6,514,272千円	2,481千円	6,516,753千円
第2項 附帯事業収益	85,198千円	△5,798千円	79,400千円
第3項 医業外収益	262,971千円	38,697千円	301,668千円
支出			
第1款 病院事業費用	6,852,831千円	64,346千円	6,917,177千円
第1項 医業費用	6,404,065千円	33,670千円	6,437,735千円
第3項 医業外費用	318,408千円	30,676千円	349,084千円

第4条 予算第4条本文括弧書中一時借入金で措置する額「245,208千円」を「80,899千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	225,384千円	63,481千円	288,865千円
第2項 補助金	1千円	294千円	295千円
第3項 負担金	94,780千円	63,187千円	157,967千円

支 出				
第1款	資本的支出	470,592千円	△100,828千円	369,764千円
第1項	建設改良費	131,576千円	734千円	132,310千円
第4項	繰延勘定	101,562千円	△101,562千円	0千円
第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。				
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	1. 職員給与費	3,742,493千円	34,600千円	3,777,093千円
第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「470,000千円」を「566,086千円」に改める。				
第7条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「744,266千円」を「757,266千円」に改める。				

告示第19号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成24年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

1 委託した者

氏 名	住 所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号
森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号
橋本 なつ子	大和高田市池田481番地の21

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

告示第20号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成24年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

1 受託者の住所・氏名

(1) 大和高田市大字池田418番地の1

公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝

2 委託した事務の範囲

大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管

3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

告示第21号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成24年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成24年3月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年12月5日、同月6日、同月8日、同月12日、同月15日、同月20日、同月21日

告示第22号

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示
大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10万円」を「5万円」に改める。

第5条第1項中「国補助金の交付決定通知のあった日の属する年度内に、」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 発電システムの設置場所の状況を示す写真

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(データの提供その他の協力)

第11条 市長は、地球温暖化防止対策を推進するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象となった発電システムに関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

様式第1号中「(3) その他()」を

「(3) 発電システムの設置場所の状況を示す写真

(4) その他()」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用し、平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

告示第22号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成23年3月19日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成23年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

平成23年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）専決処分

平成23年度大和高田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,722,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		480,000	12,000	492,000
	1 地方消費税交付金	480,000	12,000	492,000
歳 入 合 計		24,710,143	12,000	24,722,143

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		10,221,613	12,000	10,233,613
	1 社会福祉費	3,847,159	12,000	3,859,159
歳出合計		24,710,143	12,000	24,722,143

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	さくら荘補修等工事	12,000

告示第23号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年3月22日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成24年3月22日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第24号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成24年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課
- 2. 縦覧期間 平成24年4月2日から平成24年5月1日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

告示第25号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地の1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会 会長 吉田 誠克
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地の1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

告示第26号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市高田温泉さくら荘
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会 会長 吉田 誠克
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地の1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市高田温泉さくら荘条例(平成17年条例第25号)第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

告示第30号

大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。
平成24年3月26日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議設置要綱を廃止する告示
大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議設置要綱(平成23年告示第54号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第31号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1に規定する地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

地域の類型をあてはめる地域

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律100号）第8条1項の規定により定められた第1種低層住宅専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

告示第32号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、市内全域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定し、平成24年4月1日から適用しますので、同第3条の規定により公示します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第33号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用しますので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後6時まで	朝・夕 午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日午前6時まで
第一種区域 第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル

第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）並びにその他の区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域 工業地域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び風致地区とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。
- (2) 歴史的風土保存区域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律1号）第4条の規定により指定された区域をいう。
- (3) その他の区域とは、(1)及び(2)に規定する地域、地区及び区域以外の区域をいう。

2 次に掲げる施設（1に規定する第一種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

告示第34号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）の別表の第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

別表の第1号のイに該当する区域	平成24年大和高田市告示第33号に規定する第一種区域
別表の第1号のロに該当する区域	平成24年大和高田市告示第33号に規定する第二種区域
別表の第1号のハに該当する区域	平成24年大和高田市告示第33号に規定する第三種区域
別表の第1号のニに該当する区域	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね

	80メートルの区域内
--	------------

告示第35号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

A区域	平成24年大和高田市告示第33号に規定する第一種区域
B区域	平成24年大和高田市告示第33号に規定する第二種区域
C区域	平成24年大和高田市告示第33号に規定する第三種区域及び第四種区域

告示第36号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、市内全域を振動について規制する地域に指定し、平成24年4月1日から適用しますので、同条第3項の規定により公示します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第37号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、振動について規制する地域における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用しますので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日午前8時まで
第一種区域 第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60デシベル	55デシベル
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65デシベル	60デシベル
備考 (1) 第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域をいう。 (2) その他の地域とは、(1)に規定する地域以外の地域をいう。		

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

告示第38号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

付表第1号のイに該当する区域	平成24年大和高田市告示37号に規定する第一種区域
付表第1号のロに該当する区域	
付表第1号のハに該当する区域	平成24年大和高田市告示37号に規定する第二種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
付表第1号のニに該当する区域	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

告示第39号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考の1及び備考の2の規定により市長が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 区域

第一種区域	平成24年大和高田市告示37号に規定する第一種区域
第二種区域	平成24年大和高田市告示37号に規定する第二種区域

2 時間

昼間	平成24年大和高田市告示37号に規定する昼間の時間
夜間	平成24年大和高田市告示37号に規定する夜間の時間

告示第40号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により、市内全域を工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）に指定し、及び法第4条の規定により、規制地域における特定悪臭物質の種類ごとに規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用しますので、法第6条の規定により公示します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 法第4条第1項第1号の規制基準

規制地域の区分	一般地域	順応地域	その他の地域
特定悪臭物質の種類(単位)			
アンモニア (ppm)	1	2	5
メチルメルカプタン (ppm)	0.002	0.004	0.001
硫化水素 (ppm)	0.02	0.06	0.2
硫化メチル (ppm)	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル (ppm)	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン (ppm)	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド (ppm)	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド (ppm)	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド (ppm)	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド (ppm)	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド (ppm)	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド (ppm)	0.003	0.006	0.01
イソブタノール (ppm)	0.9	4	20
酢酸エチル (ppm)	3	7	20
メチルイソブチルケトン (ppm)	1	3	6
トルエン (ppm)	10	30	60
スチレン (ppm)	0.4	0.8	2
キシレン (ppm)	1	2	5
プロピオン酸 (ppm)	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸 (ppm)	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸 (ppm)	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸 (ppm)	0.001	0.004	0.01

備考

- (1) 一般地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定に定められた第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。
- (2) 順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。
- (3) その他の地域とは、一般地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。

2 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に規定される方法により算出して得た流量

3 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。)の種類ごとに1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度。ただし、メチルメルカプタンに係る規制基準となる排水中の濃度は、この方法により算出した値が1リットルにつき0.002ミニグラム未満である場合については、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

告示第41号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成24年3月5日、同月8日、同月14日、同月15日、同月21日、同月26日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第44号

大和高田市道路照明施設設置及び管理に関する要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市道路照明施設設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、道路照明施設(以下「施設」という。)の適正な運用、合理的設置及び統一的管理を図るため、施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、施設の区分は、次の各号のとおりとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路照明灯 主として夜間における交通の安全を図るため、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市道に設置する照明灯をいう。

(2) 防犯灯 主として夜間における犯罪の防止を図るために、市道その他の道路に設置する照明灯で、前号以外のものをいう。

(設置者)

第3条 施設の設置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が行う。

(1) 道路照明灯 主として市。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条に基づく市との協議により道路照明灯を設置する場合は、開発事業者

(2) 防犯灯 主として自治会、町内会等

(維持管理)

第4条 施設の電気料金負担、修繕、器具取替その他の維持管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が行う。

(1) 道路照明灯 市長

(2) 防犯灯 主として設置区域内の自治会、町内会等

(道路照明灯の設置路線)

第5条 道路照明灯を設置する路線は、交通量の多い主要な市道で、幅員4メートル以上の交通系統として機能を発揮している路線で、一日当たりの交通量が300台以上の路線とする。

(道路照明灯の設置基準)

第6条 道路照明灯は、次に掲げる場所に設置するものとする。

(1) 道路の交差点又は横断歩道

(2) 道路の幅員構成及び線形が急激に変化する場所

(3) 橋梁、トンネル、踏切等があり交通に危険と認められる場所

(4) 前各号に掲げるもののほか、夜間交通上危険で特に必要と認められる場所

2 道路照明灯の設置間隔は、既設の道路照明灯又は道路照明灯に類する照明設備からおおむね30メートル以上離れ照明範囲が重複しないこと。

3 道路照明灯の光源及び設置方式は、次に掲げるところによる。

(1) 照明に使用する光源は、水銀灯、ナトリウム灯又はLED灯のうちから選定する。

(2) 設置方式は、現地の道路状況に合わせて電柱への共架式又は独立式とする。

4 前各項に定めるもののほか、道路照明灯の技術的基準については、道路照明施設設置基準(昭和42年4月27日付け建設省道路局長通知)によるものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

告示第60号

大和高田市自転車駐車場条例(平成5年条例第18号)に定める使用料の収納に関する事務、大和高田市自動車駐車場条例(平成8年条例第24号)に定める使用料の収納に関する事務、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第11条及び大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第6条及び別表に定める費用の収納に関する事務を下記の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

平成24年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 収納の事務を委託した者の住所、氏名

奈良県大和高田市池田418番地の1

公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター

2. 委託した事務の範囲

- (1) JR 高田駅西側駐車場に係る使用料の収納
- (2) サイクルポート近鉄高田北に係る使用料の収納
- (3) サイクルポート近鉄高田南に係る使用料の収納
- (4) サイクルポート JR 高田に係る使用料の収納
- (5) サイクルポート JR 高田西に係る使用料の収納
- (6) サイクルポート高田市駅に係る使用料の収納
- (7) サイクルポート松塚駅に係る使用料の収納
- (8) サイクルポート浮孔に係る使用料の収納
- (9) 高架下自転車保管所に係る移動費及び保管費の収納

3. 期 間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4. 収納の方法

口頭、掲示及び自動管理機器による収納

告示第61号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、本市における平成23年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公 告

公告第28号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年3月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝春日町1丁目地内管渠工事（52）・給配水管移設工事（G52）
2 工事場所	大和高田市春日町1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成23年度大和高田市格付け等級がDであること。

	<p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年3月2日(金)から平成24年3月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年3月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年3月2日(金)から平成24年3月12日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年3月2日(金)から平成24年3月12日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年3月13日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年3月15日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年3月16日（金）午前9時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥6,280,000円（消費税等抜き）
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第29号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年3月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝今里町地内管渠工事（51）・給配水管移設工事（G51）
2 工事場所	大和高田市今里町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がDであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年3月2日(金)から平成24年3月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年3月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年3月2日(金)から平成24年3月12日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年3月2日(金)から平成24年3月12日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年3月13日(火)午後5時まで</p>

	回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年3月15日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年3月16日(金) 午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥5,460,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p>

公告第30号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成24年3月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-78

公告第31号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	土枝土庫2丁目地内管渠工事(20)・給配水管移設工事(G20)
2 工事場所	大和高田市土庫2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年7月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年3月16日(金)から平成24年3月19日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年3月21日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。

の閲覧等	(1) 閲覧等の期間 平成24年3月16日(金)から平成24年3月23日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年3月16日(金)から平成24年3月23日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年3月26日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年3月28日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年3月29日(金)午前9時00分 (2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,910,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。

(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第32号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6枝南今里町地内管渠工事(21)・給配水管移設工事(G21)
2 工事場所	大和高田市南今里町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年7月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年3月16日(金)から平成24年3月19日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年3月21日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年3月16日(金)から平成24年3月23日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年3月16日(金)から平成24年3月23日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年3月26日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年3月28日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年3月29日(金)午前9時15分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥7,850,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第33号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 平成24年度「全国学力・学習状況調査」の採点等業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務発注部署 大和高田市 教育委員会 学校教育課

2. 参加資格要件

この競争入札に参加することができる者は、本件入札に係る仕様書の交付日、入札日において、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (5) 平成22年度以降において、全国学力・学習状況調査の採点等業務を行った実績があること。
- (6) プライバシーマーク(略称:Pマーク)の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム(略称:ISMS)適合性評価制度の認証を受けている者

3. 仕様書その他提出書類の取得

平成24年3月16日から市のホームページで取得可能です。また、大和高田市教育委員会学校教育課でもお渡しできます。(郵送不可)

4. 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問

- ①質問先 大和高田市 環境建設部 契約監理室
- ②質問期間 平成24年3月19日(月)～3月28日(水)の午前8時30分から午後5時00分までの受信分のみ
- ③質問方法 FAXのみ (0745)52-9160

(2) 質問に対する回答

- ①回答期限 平成24年3月29日(木)
- ②回答方法 原則、質問者に対して上記の期限までに随時FAXにより回答します。ただし、市が質問者のみに回答することにより公平性を欠くと判断したときは、全ての入札参加資格確認申請者に対して「補足説明」等(内容により表題が変わります。)と称した書面によりお知らせします。

5. 入札参加資格確認申請書提出について

- (1) 受付方法 持参(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- (2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市庁舎 別棟1階 契約監理室
- (3) 提出期間 平成24年3月19日(月)から平成24年3月26日(月)までの午後5時00分までとする。(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
- (4) 提出書類 入札参加資格審査申請書(様式第1号)により会社名及び受託実績を記入の上、次に掲げる書類を添えて入札参加申込みを行うこと。
 - ① 受託実績を証する契約書等(受託実績が複数ある場合は、直近のもの2件)の写し
※ 受託実績については、他様式によるものでも結構です。
 - ② プライバシーマーク登録証(旧称:使用許諾書)又はI SMS認証登録証の写し
 - ③ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録がない者は次に掲げるの書類
 - (ア) 現在事項全部証明書(商業登記簿謄本)
 - (イ) 印鑑証明書
 - (ウ) 使用印鑑届(様式第2号)

6. 入札参加資格審査結果通知日

平成24年3月27日(火)

7. 入札を執行する場所及び日時等

- (1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市庁舎 別棟2階会議室
- (2) 入札日時 平成24年4月3日(火)午前11時00分
- (3) 必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書(又はその写し)を提示しなければならない。

8. 送付等による入札の可否

郵送、電信その他持参以外のものは認めない。

9. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 免除とする。

10. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵送等による入札
- (3) 入札書に入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札のすべて
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

11. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の予定価格以内で最低の価格(入札書記載の金額)をもって入札した業者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。
- (3) 全入札書の中で最低の価格が予定価格を超過した場合は、その場で直ちに1回に限り「再度入札」を行い、予定価格以内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とします。

12. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

13. その他必要な事項

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税等を含む額)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額〔消費税等〕を加算した金額をもって落札価格とする。
- (3) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

14. この入札公告に関する担当部署等

大和高田市 環境建設部 契約監理室
 住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
 TEL 0745-22-1101 (内線652、670)
 FAX 0745-52-9160

公告第34号

平成24年度定期予防接種を下記のとおり行います。予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

平成24年3月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1 予防接種の種類及び対象者並びに予防接種を行う期間、医師及び場所

種 類	対 象 者	期 間	医師及び場所
百日せき ジフテリア 破傷風	1期初回：生後3月から90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後3月から90月に至るまでの間にある者(1期初回終了後、6月以上の間隔をおく) 2期：11歳以上13歳未満の者	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	市内委託医療機関
麻しん 風しん	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3期：13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4期：18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
日本脳炎	1期初回：生後6月から90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後6月から90月に至るまでの間にある者(1期初回終了後、		

	おおむね1年おく） 2期：9歳以上13歳未満の者	
--	-----------------------------	--

(注) 平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した者（平成7年6月1日生まれから平成19年4月1日までの間に生まれた者）に対する日本脳炎の定期の予防接種の対象者は「4歳以上20歳未満の者」とする。

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種液の成分によりアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- (5) 妊娠していることが明らかな者

3 予防接種を行うに際して注意を要する者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往がある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

4 他の予防接種との間隔

他の生ワクチン（麻しん、風しん、BCG、急性灰白髄炎等）の接種を受けた後27日以上経過していない者又は不活性ワクチン（DPT、DT、日本脳炎等）の接種を受けた後6日以上経過していない者

5 注意事項

- (1) 大和高田市に住民登録又は外国人登録していない人は、受けられません。
- (2) 当日接種会場で検温、医師による診察及び予診票の記入確認、保護者の方の承諾をしていただきますのでご了承ください。

6 その他

- (1) 本市における百日せきの予防接種は、百日せき、ジフテリア及び破傷風の三種混合ワクチンを使用する。
- (2) 本市におけるジフテリア及び破傷風の予防接種は、百日せき、ジフテリア及び破傷風の三種混合ワクチン又はジフテリア及び破傷風の二種混合ワクチンを使用する。
- (3) 本市における麻しん及び風しんの予防接種は、麻しん・風しん混合ワクチン、麻しんワクチン又は風しんワクチンのいずれかを使用する。

公告第35号

平成24年度春期急性灰白髄炎予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成24年3月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1. 予防接種の種類 急性灰白髄炎予防接種
- 2. 予防接種対象者の範囲 生後3月から7歳6月に至るまでの間にある者
 （生後18か月に達するまでの期間に2回受けることが望ましい。）
- 3. 実施日時及び場所

実施月日	場所	校区	実施月日	場所	校区
4月6日	保健センター	高田校区	5月8日	保健センター	片塩校区
4月9日	保健センター	陵西・菅原校区	5月9日	保健センター	土庫・浮西校区
4月10日	保健センター	磐園校区	受付時間は、いずれも午後1時30分から午後2時30分まで		
4月11日	保健センター	浮孔校区			

※ 実施日時及び校区は厳守してください。

4. 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不相当者）

(1) 明らかな発熱を呈している者

※ 接種会場で測定した体温が37.5度を超えた者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 妊娠していることが明らかな者

(5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5. 予防接種を受けるに際し注意を要する者（予防接種要注意者）

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

(4) 過去にけいれんの既往のある者

(5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(6) 他の生ワクチン（麻しん、風しん、BCG等）の接種を受けた後27日以上経過していない者又は不活性ワクチン（DPT、DT、日本脳炎等）の接種を受けた後6日以上経過していない者

6. 注意事項

(1) 下痢のある場合は、延期しましょう。

(2) 大和高田市に住民登録又は外国人登録していない人は、受けられません。

(3) 当日接種会場で検温、医師による診察及び予診票の記入確認、保護者の方の承諾をしていただきますのでご了承ください。

公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第37号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成24年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-45

教育委員会

教育委員会規則第1号

大和高田市中央公民館管理運営規則及び大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成24年3月2日

大和高田市教育委員会

委員長 村井 善治

大和高田市中央公民館管理運営規則及び大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則

(大和高田市中央公民館管理運営規則の一部改正)

第1条 大和高田市中央公民館管理運営規則(昭和47年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部改正)

第2条 大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則(昭和58年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(大和高田市中央公民館管理運営規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大和高田市中央公民館管理運営規則第4条の規定は、この規則の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則第5条の規定は、この規則の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

教育委員会規則第2号

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成24年3月2日

大和高田市教育委員会

委員長 村井 善治

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則

大和高田市立図書館規則(平成17年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「12月26日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月4日」に改める。

第11条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項並びに第13条(見出しを含む。)中「貸出カード」を「図書貸出カード」に改める。

様式第2号(裏)を次のように改める。

(裏)

- とよ図書館で、ほん本をかりるときは、かならず、このカードをおもちください。
- このカードをなくした人、ひろった人、住所や氏名がかわった人はおしらせください。
- 本のかしたし冊数
 - ・個人のかしたしは、1人5冊以内
 - ・団体のかしたしは、1団体50冊以内
- 本のかしたし期間
 - ・個人のかしたしは、14日以内
 - ・団体のかしたしは、1か月以内
- 開館時間 　ごぜん9:00～ごご5:00
- 休館日 　・月曜日・毎月末日
 - ・年末年始(12月29日～1月4日)
 - ・特別整理期間

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大和高田市立図書館規則の規定により交付されている図書貸出カードは、改正後の大和高田市立図書館規則の規定により交付された図書貸出カードとみなす。
- 3 この規則の施行前に作成した図書貸出カードは、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

教育委員会規則第3号

大和高田市立高田商業高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月15日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

大和高田市立高田商業高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則

大和高田市立高田商業高等学校授業料減免規則(平成12年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名中「授業料減免」を「授業料等減免等」に改める。

第1条中「第3条の2及び第7条」を「第8条及び第9条」に、「を減額又は免除」を「、入学考査料及び入学料(以下「授業料等」という。)を減額、免除又は還付(以下「減免等」という。)」に改める。

第2条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「として教育委員会が認めるもの」を削り、同条第1号中「、学費」を「授業料」に改め、同条第2号中「、学費」を「授業料」に、「困難と認める」を「困難な」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入学考査料及び入学料の減免等の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市区町村の区域に居住し、かつ、り災証明書その他これに準ずる書類が発行された者又はその者が扶養するもの
- (2) 生計維持者の長期疾病等により入学考査料又は入学料の支弁が困難な者
- (3) その他教育委員会が入学考査料又は入学料の減免等の必要があると認める者

第3条に次の1項を加える。

2 前項の減免の範囲を超えて引き続き減免を受けようとする場合は、改めて次条第1項の規定による減免の申請をしなければならない。

第4条を次のように改める。

(減免等の申請)

第4条 授業料の減免等を受けようとする者(以下「授業料減免等申請者」という。)は、授業料減免等申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて(還付の場合を除く。)、学校長を経由し、教育委員会に申請するものとする。

- (1) り災証明書その他これに準ずる書類(第2条第1項第1号に掲げる者に該当するものに限る。)
- (2) 住民票謄本(第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当するものに限る。)
- (3) 授業料減免等申請者の属する世帯の合計所得を証明できる書類(第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当するものに限る。)
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 学校長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに申請の内容を調査し、授業料減免申請調査報告書(様式第2号)を添えて(還付の場合を除く。)、教育委員会に提出するものとする。

3 入学検査料又は入学料の減免等を受けようとする者(以下「入学検査料等減免等申請者」という。)は、入学検査料等減免等申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、学校長を経由し、教育委員会に申請するものとする。

- (1) 災証明書その他これに準ずる書類(第2条第2項第1号に掲げる者に該当するものに限る。)
- (2) 住民票謄本(第2条第2項第2号に掲げる者に該当するものに限る。)
- (3) 入学検査料等減免等申請者の属する世帯の合計所得を証明できる書類(第2条第2項第2号に掲げる者に該当するものに限る。)
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

4 学校長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに申請の内容を調査し、入学検査料等減免等申請調査報告書(様式第4号)を添えて(第2条第2項第1号に掲げる者に該当するものからの申請である場合を除く。)、教育委員会に提出するものとする。

第5条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「前条の」を「前条第1項の規定による」に、「減免」を「減免等」に、「様式第3号」を「様式第5号」に、「学校長」を「学校長」に、「申請者」を「授業料減免等申請者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、入学検査料等減免等決定・却下通知書(様式第6号)により学校長を経由し、入学検査料等減免等申請者に通知するものとする。

第6条中「前条」を「前条第1項又は第2項の規定」に改め、「より」の次に「授業料等の」を加え、「授業料減免辞退届(様式第4号)」を「授業料等減免辞退届(様式第7号)」に改める。

第7条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条中「委員会は、」の次に「授業料の」を加え、「第2条」の次に「第1項各号又は同条第2項第2号及び第3号」を加え、「減免対象者」を「減免等対象者」に、「授業料減免取消通知書(様式第5号)」を「授業料等減免取消通知書(様式第8号)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、偽りその他不正な手段により授業料等の減免等の決定を受け、又は減免等を受けた者があるときは、当該授業料等の減免等の決定を取り消し、既に減免等をした授業料等があるときは、当該授業料等を返還させるものとする。

3 前項の規定により授業料等の返還を求められた者は、直ちに当該授業料等を返還しなければならない。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

授業料減免等申請書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

保護者 住 所
(還付については保証人)

氏 名
電話番号

印

下記のとおり授業料の(減額・免除・還付)を申請します。
記

1 減免等を受けようとする者
第 学年 組 氏名

2 減免等を受けようとする理由

3 減免等を受けようとする額

減額 _____円 免除 _____円
還付 _____円

4 減免等を受けようとする期間
年 月分から 年 月分まで

5 還付を請求する場合の振込先

金融機関名・支店名	
口座種別・口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第2号(第4条関係)

授業料減免申請調査報告書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

大和高田市立高田商業高等学校
学校長

印

下記のとおり報告します。

記

生徒氏名		保護者氏名				
家庭の状況						
本人との続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居	病気療養の有無	その他
本人						

家庭の経済状況

上記のとおり確認しました。

第 学年 組 担任

印

様式第3号(第4条関係)

入学考査料等減免等申請書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

保護者 住所
氏名
電話番号

印

下記のとおり入学考査料等の(減額・免除・還付)を申請します。

記

1 減免等を受けようとする者
第 学年 組 氏名

2 減免等を受けようとする理由

3 減免等付を受けようとする額

□入学考査料(減額・免除・還付) _____ 円
 □入学料(減額・免除・還付) _____ 円

4 減免等を受けようとする入学考査の年度
 年度

5 還付を請求する場合の振込先

金融機関名・支店名		
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

様式第4号(第4条関係)

入学考査料等減免等申請調査報告書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

大和高田市立高田商業高等学校
 学校長

印

下記のとおり報告します。

記

生徒氏名		保護者氏名	
------	--	-------	--

家庭の状況

本人との続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居	病気療養の有無	その他
本人						

家庭の経済状況

上記のとおり確認しました。

第 学年 組 担任 印 (担当者 印)

様式第5号(第5条関係)

授業料減免等決定・却下通知書

第 号

年 月 日

様

大和高田市教育長

印

年 月 日付けで申請のありました授業料の減免等については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 減免等を受けようとする者

第 学年 組 氏名

2 決定区分

(減額 ・ 免除 ・ 還付) を決定します。

1 減免等の期間 年 月分から 年 月分まで

2 減免等の額 _____ 円

減免を却下します。

〈理由〉

※ 授業料の減免を受ける必要がなくなったときは、速やかに学校長を通じて教育委員会に連絡してください。

既に授業料を納入されている方については、返還手続きをとります。

納入通知書をお持ちの方で授業料の未納の方については、既に発行しています納入通知書は取り消し、又は変更しますので、破棄してください。

様式第5号の次に次の3様式を加える。

様式第6号(第5条関係)

入学検査料等減免等決定・却下通知書

第 号

年 月 日

様

大和高田市教育長

印

年 月 日付けで申請のありました入学検査料等の減免等については、下記のと

おり決定したので通知します。

記

1 減免等を受けようとする者

第 学年 組 氏名

2 決定区分

入学検査料の (減額 ・ 免除 ・ 還付) を決定します。

入学料の (減額 ・ 免除 ・ 還付) を決定します。

減免等を却下します。

〈理由〉

3 減免等を行う入学検査の年度 _____ 年度

4 減免等の額 _____ 円

※ 入学検査料又は入学料の減免を受ける必要がなくなったときは、速やかに学校長を通じて教育委員会に連絡してください。

納入通知書をお持ちの方で入学料の未納の方については、既に発行しています納入通知書は取

り消し、又は変更しますので、破棄してください。

様式第7号(第6条関係)

授業料等減免辞退届

年 月 日

大和高田市教育委員長 殿

保護者 住所
氏名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で決定のあった授業料等の減免について、下記の理由により辞退したいので届出ます。

記

- 1 減免を辞退する者
第 学年 組 氏名
- 2 辞退する減免の対象区分
 授業料 入学考査料 入学料
- 3 減免を辞退する理由
- 4 授業料の減免を辞退する期間
年 月分から 年月分まで
- 5 入学考査料又は入学料の減免を辞退する入学考査の年度
年度
- 6 減免を辞退する額

円

様式第8号(第7条関係)

授業料等減免取消通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市教育長

印

年 月 日付け第 号で決定した授業料等の減免について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 減免を受けている者
第 学年 組 氏名
- 2 取り消した減免の対象区分
 授業料 入学考査料 入学料
- 3 減免を取り消す理由
- 4 授業料の減免を取り消す期間
年 月分から 年月分まで
- 5 入学考査料又は入学料の減免を取り消す入学考査の年度
年度
- 6 減免を取り消す額

円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は平成24年3月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の規定は、平成24

年度以降における授業料、入学考査料及び入学料の減免並びに還付について適用する。

教育委員会規則第4号

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大和高田市教育委員会事務局組織規則(昭和33年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、商業高校事務係」を削り、同項第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 商業高校事務管理課 事務係

第4条中

「(18) 課内の他の係の補助に関すること。

商業高校事務係

(1) 市立高田商業高等学校の管理及び運営に関すること。

(2) 課内の他の係の補助に関すること。 」を削る。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(商業高校事務管理課)

第4条の2 商業高校事務管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 市立高田商業高等学校の管理及び運営に関すること。

第8条第2項中「、技能員及び参事補」を「及び技能員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる課に属する職員は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、施行の日をもって、対応する右欄に掲げる課に属すべき職員として辞令を発せられたものとみなす。

旧所属	新所属
学校教育課 商業高校事務係	商業高校事務管理課

(大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

3 大和高田市立学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「学校教育課参事」を「商業高校事務管理課長」に改める。

教育委員会訓令第1号

大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年3月28日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立小学校、中学校、幼稚園及び高等学校への外国人講師の配置等業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳

正かつ公平に行うため、大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育委員会事務局長
- (2) 教育総務課長
- (3) 学校教育課長
- (4) 学校教育課参事
- (5) 学校教育課指導主事
- (6) 校長会代表
- (7) 小学校の英語教育担当教諭
- (8) 中学校の英語教育担当教諭

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

3 委員長は、教育委員会事務局長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、最初に招集される委員会の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年3月28日から施行する。

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

大和高田市教育委員会事務専決規程(平成9年規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中第12号を削る。

別表第2の7の項を8の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の1項を加える。

4 商業高校事務管理課長の専決事項

(1) 市立高田商業高等学校の運営管理に関する軽易なこと。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成24年3月21日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

日 時 平成24年3月23日(金)午後3時30分

場 所 大和高田市役所別棟 教育長室

議 案 第1号 教職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成24年3月23日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

日 時 平成24年3月27日(火)午前9時00分

場 所 大和高田市役所別棟 教育長室

議 案 第1号 行政職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会4月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成24年3月27日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

日 時 平成24年4月1日(日)午前8時30分

場 所 大和高田市役所別棟 教育長室

議案 第1号 教育長の任命について
第2号 その他

教育委員会告示第7号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成24年3月30日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校栄養士	大卒、栄養管理士	—	8,500円	1,090円
	短大卒	—	7,200円	920円
学校用務員(校務員)		—	6,600円	850円
発掘作業員		160,500円	10,200円	1,310円

」を

「

学校栄養士	管理栄養士	—	9,600円	1,230円
	栄養士	—	8,300円	1,070円
学校用務員(校務員)		—	6,600円	850円
発掘作業員		160,500円	—	—

」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

教育委員会告示第8号

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成24年3月30日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第6号

平成24年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

3分の1の数 19,174人
 6分の1の数 9,587人
 50分の1の数 1,151人

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年3月23日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成24年3月31日(土)午前9時00分
 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
 大和高田市役所 3階 東会議室
 3 議案 第1号 平成24年3月31日確定期日における大和高田市農業委員会委員選挙
 人名簿について
 第2号 その他

選挙管理委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第5項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月31日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

2分の1の数 1,457人

農業委員会**農業委員会告示第4号**

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年3月27日

大和高田市農業委員会
会長 高井信安

- 日時 平成24年4月10日(火)午後3時00分
 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
 議案 第1号 農地法第5条規定による申請の件
 第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件

公営企業**企業管理規程第1号**

大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程を次のように定める。

平成24年3月13日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道事業の円滑な運営を図るため、大和高田市水道事業に係る水道量水器の開閉栓及び閉栓業務並びにこれに附帯する業務（以下「開閉栓等業務」という。）を行う大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を置くことについて必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

第2条 嘱託員は、開閉栓等業務に適すると認める者のうちから、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の任期は、1年とする。ただし、年度の途中において委嘱された者の任期は、当該年度の末日までとする。

3 嘱託員は、再任されることができる。ただし、満70歳を限度とし、年度の途中において満70歳に達した場合は、当該年度の末日までとする。

(身分)

第3条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

2 嘱託員は、大和高田市水道事業会計規程（昭和42年企業管理規程第7号）第2条に規定する現金取扱員とする。

(職務)

第4条 嘱託員は、法律、条例その他関係法令に基づき、次に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 開閉栓等業務に関すること。

(2) 道路等における漏水及び修繕を要する状況を発見したときは、速やかに所属長に報告すること。

(3) 水道料金等の徴収に関すること。

(4) 水道料金等の口座振替による納付の勧奨に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、水道事業を円滑に運営するために管理者が必要と認めること。

(服務)

第5条 嘱託員は、職務を自覚し、常に誠実かつ公正に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 嘱託員は、所属長の指定する曜日に出勤し、開閉栓等業務を報告書に整理して提出しなければならない。

3 嘱託員は、徴収した水道料金等を速やかに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に納付しなければならない。

4 嘱託員は、現金及び物品を故意又は過失により紛失し、又は損傷したときは、直ちに所属長に報告するとともに、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の規定によりその損害を賠償しなければならない。

(嘱託員証)

第6条 管理者は、嘱託員に対して大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員証（様式第1号。以下「嘱託員証」という。）を交付する。

2 嘱託員は、前項の規定により交付された嘱託員証を職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 嘱託員は、退職し、又は解職されたときは、直ちに嘱託員証を返還しなければならない。

(報酬)

第7条 嘱託員の報酬は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基本報酬 月額110,000円
- (2) 年末特別報酬 1日につき16,200円(12月29日から12月31日までの間)
- (3) 能率報酬
 - ア 開閉栓 1件につき230円
 - イ 量水器引上げ及び取付け 1件につき720円
 - ウ 集金 1件につき260円
 - エ 口座振替納付への切替え 1件につき1,600円

2 前項第1号に規定する基本報酬は、年度途中の委嘱日及び退職日の属する月が1月に満たない場合は、日割計算により算定する。

3 第1項に規定する報酬は、毎月の12日に支給する。ただし、その日が大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

(退職)

第8条 嘱託員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに退職願を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(解職)

第9条 管理者は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができる。

- (1) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。
- (2) 心身の障害のため、職務の遂行に支障があると認めるとき又は長期に渡り療養を要するとき。
- (3) 勤務状況が不良のとき又は嘱託員としての適格性を欠くとき。
- (4) その他管理者が不相当と認めたとき。

(誓約書等)

第10条 嘱託員は、履歴書及び誓約書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

2 嘱託員は、住所、氏名等に変更が生じたときは、直ちに所属長に届け出なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

第 号
 年 月 日発行

大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員証

写

真

氏 名
 生年月日 年 月 日生

(歳)
 日生

大和高田市水道事業管理者

印

← 9 cm →
↑ 6 cm ↓

(裏)	(注 意)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。 2 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。 3 この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。 4 この証は、退職し、又は解職されたときは、直ちに返還しなければならない。 5 この証の有効期間は、発行の日から1年間とする。

様式第2号(第10条関係)

<p style="margin: 0;">誓 約 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">このたび、大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に委嘱されるにつき、大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程及び関係法令を遵守するとともに、市に迷惑をかけないように下記の事項を誓約いたします。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の信用を失墜するような行為は行わないこと。 2 市に在職中はもとより、離職後においても在職中の行為によって市に与えた損害については、指示に従い、直ちに損害を賠償すること。 3 市に在職中はもとより、離職後においても職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。 4 離職後においても、在職中取り扱った事項について出頭を求められたときは、速やかに指示に従うこと。 <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">大和高田市水道事業管理者 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">氏 名 印</p>		
---	--	--

企業管理規程第2号

大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月16日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程の一部を改正する規程

大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程(昭和60年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「嘱託員は、」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する」を加える。

様式第1号中

「大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 印」を

「 大和高田市水道事業管理者 印」に改める。

様式第2号中「もちろん」を「もとより」に、

「大和高田市水道事業管理者
大和高田市市長 殿」を
「大和高田市水道事業管理者 殿」に改める。
附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

水道事業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

平成24年4月1日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市市長 吉田 誠 克

1. 受託者の氏名

- ・中村京子
- ・岡本智恵子
- ・阪本友子
- ・増田善昭

2. 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで